

1. 美しい相馬の海と山とを、うたいつぐふるさとのうたと共に、あすのくらしにのこそう。
1. 報徳の訓えに心をはげまし、うまずたゆまず豊かな相馬をきずこう。
1. ふるきをたずね、新しい相馬のまちづくりに一人一人の力をかたむけよう。

特別紙面編成版

市役所の開庁日程が 変わります

市役所は3月11日の震災以降、これまで毎日開庁してきりましたが、6月19日の日曜日より毎日曜日を閉庁とし、業務を行わないこととなりますので、ご注意ください。

なお、土曜・祝祭日は当面開庁を継続し、業務を行います。

※土曜・祝祭日の開庁時間は、平日の開庁時間（8時30分～17時15分）と同じです。

●問い合わせ先 総務課（☎372116）

市税など口座振替停止 手続き

被災により口座振替が困難なため納付書で市税などを納付されたい方は、口座振替停止手続きを税務課窓口にて至急お手続きください。

●持参品 身分証明書・印かん（認印で結構です。通帳印ではなくても構いません）

●問い合わせ先 税務課収納係（☎372129）

DVの女性相談窓口を ご利用ください

市では、市民のみなさんに安心できる社会生活を提供するため、DVの女性相談窓口を設置しています。

配偶者や恋人など親密な関係にあるパートナーからの暴力にあっている方は、ひとりで悩みや不安を抱え込まずに、どうぞご相談ください。

面接の際は女性職員が個室で相談に応じ、秘密は厳守します。

●相談窓口 社会福祉課（市役所分庁舎1階）

●相談日時 月曜日から金曜日の8時30分～17時15分

※祝日、年末年始の休みを除く

●相談方法 電話または面談による相談

●相談員 女性相談員または女性職員が対応

●弁護士相談 法律的な助言・指導が必要な場合は、2回まで弁護士に無料で相談することができま

●問い合わせ先 社会福祉課（☎372172）

東日本大震災の被災者雇用

がれき処理作業員を募集しています

東日本大震災の被災者を対象に、被災した地域のがれき、汚泥撤去などの作業員を市内業者が募集しています。

作業内容は被災地域の手作業によるがれき撤去、汚泥撤去および被災家屋の取り壊しの補助作業などです。

●雇用条件

- ①相馬市内に住所を有している方で、東日本大震災で被災し離職または解雇され、現在無職となつている方
- ②相馬市内に住所を有している方で、東日本大震災後に採用取り消しとなつた方

●賃金

1日当たり10,700円
※実際に支給される賃金は各
社会保険料、所得税などが
控除されます。

※詳しくは各雇用業者にお尋ねください。

●雇用業者・問い合わせ先

- ▽中村土木(株) 中野字寺前4-40-1 (☎367131)
- ▽草野建設(株) 程田字形部田26 (☎361666)
- ▽松下建設(株) 中村字桜ヶ丘169 (☎361531)
- ▽(株)セイユー建設 中野字寺前459 (☎360356)

ハエ・蚊駆除の 薬剤散布を行います

市では6～8月の各月ごとに津波浸水地区において、ハエ・蚊駆除の薬剤散布を実施します。地区の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

【散布地区】

●6号バイパス東側の津波浸水地区

「光陽地区」、「尾浜・原釜地区」、「和田・岩子・南飯渕地区」、「新田・程田・柏崎地区」、「日下石地区」、「磯部・蒲庭・柚木地区」など

【散布作業日程予定】

順次散布予定（天候により変更あり）

▽6月（6/7～実施中）

▽7月（7/4～）▽8月（8/1～）

●問い合わせ先

生活環境課（☎37-2143）

被災者生活支援金の代理申請および郵送申請を始めます

市では、被災者生活支援金（一人あたり30,000円）について、次の条件に該当する方に対して代理申請および郵送申請の受付を行います。

なお、被災者生活支援金の対象要件（3月11日時点で住民登録をしていて、住居のり災証明が半壊以上の方）に変更はありません。

代理申請

●対象者

▽病院などの施設に入院・入所しているなどの理由で申請に来ることができない方
▽寝たきりの方や、障がいがあつて申請に来ることができない方

●申請方法

ご家族の方が代理人となり、市財政課（庁舎3階）にて申請してください。

●ご持参いただくもの

①ご本人の身分が証明できるもの（障害者手帳や介護保険証など）
②代理人の印かんと、身分が証明できるもの（免許証など）
③り災証明書のコピー

※入院・入所されている方は、その施設の利用状況がわか

郵送申請

るもの。（領収書や入院時に病院へ提出した書類の控えなど）

※寝たきりの方で要介護認定を受けていない方は、介護サービスの利用明細書などをお持ちください。

●対象者

市外にお住まいで申請に来ることができない方

●申請方法

「生活支援金等交付申請書」などを市のホームページからダウンロードしてご記入のうえ、必要書類と一緒に送ってください。

●必要書類

①生活支援金等交付申請書（一人につき一枚）
②債権者登録申請書（一人に

【受付期間】

6月15日～9月30日

日曜日を除く 8:30～17:00

※通常窓口の受付は当分の間行います。

ご家族やお知り合いで該当する方がいらっしゃれば、申請方法についてお伝えください。

つき一枚・18歳未満の方は代理人分）

③身分が証明できるもの（免許証、保険証、学生証などのコピー）

④り災証明書のコピー

※18歳未満の方については、保護者の方に代理人となつていただきますので、代理人の方の身分が証明できるものと代理人の債権者登録申請書を併せてお送りください。

※詳細についてはホームページをご確認ください。

▽市ホームページ <http://www.city.soma.fukushima.jp>

●郵送先 〒976-8600

1 中村字大手先13番地
相馬市役所財政課 生活支援金担当宛

●問い合わせ先 財政課（☎372123）

児童扶養手当の所得制限を受けている方で、住宅などに被害があった方へ

児童扶養手当の所得制限を受けている方（一部支給・全部停止の方）が次に該当する場合には、所得制限が除外され、児童扶養手当支給額の全額の支給を受けることができます。

ただし、平成23年の所得が所得制限限度額を超えた場合は、所得制限を除外して支給された手当を返還していただくこととなります。

●対象となる方

災害により、受給者または扶養義務者（同居している父母・祖父母・子・兄弟など）の所有する住宅、財産などについて、被害金額（保険金損害賠償などにより補充された金額を除く）がその価格の2分の1以上の損害を受けた方

《対象例》

▽住宅がり災証明書により全壊、大規模半壊または半壊と判定された方
▽日常生活に必要な家具、車両などが購入時の価格の2分の1以上の損害を受けた方
▽主たる生計のために使用していた田畑、建物、機械、漁

連絡不通者を探しています

市では、震災後に連絡の取れていない方の安否を確認しています。

ご家族、ご親戚、あるいは友人、職場の同僚などで、いまだ確認がとれていない方がおりましたら情報をお寄せください。

●連絡先 健康福祉課 ☎ 37-2192
FAX 37-2612

船などがその価格の2分の1以上の損害を受けた方
●対象となる期間
平成23年3月分から平成24年7月分までの手当
●申請に必要なもの
▽り災証明書または損害状況がわかるもの（廃車の証明書修繕の見積書など）▽印かん
▽児童扶養手当被災状況書（社会福祉課窓口で記入していただきます）
●問い合わせ先 社会福祉課 児童家庭係（☎372204）

子宮頸がん予防ワクチン 接種費用を助成

市では、子宮頸がん予防(HPV)ワクチンの接種費用を全額助成しています。

ただし、この予防接種は、予防接種法で接種を義務付けられた定期の予防接種ではなく、任意の予防接種です。かかりつけ医とご相談の上、効果・副作用などを十分にご理解した上で、個人の判断で接種してください。

●対象者

①中学1年生から高校1年生相当の女性(平成7年4月2日〜平成11年4月1日生)

②高校2年生相当(平成6年4月2日〜平成7年4月1日生)のうち、平成22年度中に接種の意志があったにもかかわらず、接種できなかった女性

※中学1年生の女性および高校2年生相当で平成22年度中に1回も接種できなかった女性には、個人通知しました。

●接種回数(3回接種)

▽1回目

▽2回目 1回目の1カ月後

▽3回目 1回目の6カ月後

※遅くとも1回目は、平成23

年9月30日までに接種してください。

●接種期間 平成24年3月31日まで

●問い合わせ先 保健センター(☎354477)

公民館教室を 一部開始します

各公民館では、東日本大震災により延期していた平成23年度各種教室などの一部について、6月から募集を開始します。詳しくは各地区公民館へお尋ねください。
なお、磯部公民館で開催していた教室などについては、会場の見通しが立つまで当面募集を見合わせます。

【公民館連絡先】

中央公民館	☎ 37-2197
東部公民館	☎ 38-8105
大野公民館	☎ 35-2326
飯豊公民館	☎ 35-2409
八幡公民館	☎ 35-2408
山上公民館	☎ 32-5009
日立木公民館	☎ 35-2901
玉野公民館	☎ 34-2001

図書館の開館時間が 変わります

7月1日(金)から、図書館の開館終了時間が19時となります。

なお、今回の震災で貸出されていた図書資料が流失された方は、図書館までお知らせください。

●開館時間

▽平日 10時〜19時

▽土日祝日 10時〜17時

※学習室は9時から利用できます。

●問い合わせ先 図書館(☎372630)

お気軽にどうぞ ちよつと休みの会

福島県立医科大学心のケアチームでは、被災者への心のケア活動として「ちよつとここで一休みの会」を開催します。

どなたでも参加できます。お茶を準備してお待ちしていますので、お気軽にいらしてください。

●開催日 毎週土曜日

●時間 10時30分〜12時

●場所 保健センター

●内容 ▽リラックスする方法の練習▽趣味講座などの開催など

※ご希望があれば、個別にお話を伺います。

※お子さんも一緒にどうぞ。

●問い合わせ先 保健センター(☎354477)

市民プール 7月14日オープン

●利用期間 7月14日(木)〜8月31日(水)

●利用時間

▽午前の部 9時〜12時

▽午後の部 13時〜16時

▽夜間の部 17時〜20時

※夜間の部の利用は、7月26日(火)から8月24日(水)までとなります。

●プールの使用料

▽小・中学生 1人1回100円(回数券6回券 500円)

▽高校生以上 1人1回200円(回数券6回券 1,000円)

放射線と健康影響に関する 説明会を開催します

市では、放射線について正しく理解し、対処方法を身につけることを目的として、東京大学医学部研究所から講師を招いて説明会を開催します。

【説明会開催日程】

開催日	開催時間	場 所
6月20日(月)	18時30分	山上小学校体育館
6月25日(土)	13時	飯豊小学校体育館*
	16時	はまなす館
6月26日(日)	10時	東部公民館
	13時	八幡小学校体育館
6月27日(月)	16時	磯部小学校多目的ホール*
	18時30分	大野小学校体育館

※場所が変更になっていますので、ご注意ください。

●問い合わせ先 企画政策課(☎37-2132)

▽コインロッカー 1回20円
※小学校に入学前の未就学児の使用料は無料となります。
ただし、成人の付添人同伴とします。付添人の使用料は高校生以上の使用料となります。
●留意事項 ▽雨天の場合、または外気温と水温の合計が45度以下の場合、ご利用になれません。▽小中学生のご利用については、ご家族でよく話し合いされた上でご利用ください。
●問い合わせ先 スポーツ振興課(☎372278)

津波で流出した写真や位牌を公開しています ぜひご覧いただき、思い出の品をお持ち帰りください

今回の津波により流出した写真アルバムや書籍、位牌などを公開し、持ち主の方に引き渡しています。

自衛隊や警察、消防団の皆さんに被災地から拾い集めていただいた品を、できるだけきれいな状態にして公開しています。

ぜひご覧いただき、思い出の品をお持ち帰りください。

●公開場所

旧相馬女子高校（中村字川原町）

●公開時間

10時～15時（土日・祝日も公開しています）

●問い合わせ先 災害ボランティアセンター

☎ 36-7827・36-7942



旧相馬女子高校の写真展示の様子

一枚でも多くの思い出を 手元に残してもらえれば

福岡県久留米市の武藤稔さんは、4月22日から6月2日までの42日間、相馬市で災害復興ボランティアとして、主に被災地から回収された写真の洗浄作業に従事されました。



武藤稔さん

数多くの写真や位牌などの品々が、被災地から洗浄作業場となっている旧相馬女子高校へ集められます。

それらの品物をひとつひとつ丁寧に洗浄し、来場者が探しやすいように並べていきます。

武藤さんは「被災地から集まった写真は、どれも楽しい時のものなど大切な思い出の品。1枚でも多く手元に残してもらえれば。そのためにも洗ってきれいにし、見つけやすくしたい」と活動への思いを述べました。

「写真を1枚でも見つけたくて、何度も足を運ぶ方もいます。なかなか見つからないというお話をいただいたときは、まだ洗浄していない写真の束を見てもらうんです。まだこんなにあるんだから、きっと見つかるから安心して、という気持ちを込めて」

福島県環境創造資金 融資をあっせんします

県では、中小企業者が行う環境保全のための施設などの設置・改善や工場・事業場の移転、廃棄物の処理のための施設の設置・改善などに必要な資金を、県のあっせんにより取扱金融機関を通じて融資する制度を行っています。

●対象

▽県内に工場または事業場を有し、引き続き同一の事業を1年以上営んでいる中小企業者

▽組合または農業を営む方で、自己資金のみでは環境保全施設などの整備を行うことが困難であると認められる方

※融資のあっせんの申込み前に、融資を受けて整備しようとする環境保全施設などの整備事業に着手しているときは、対象になりません。
※資金の使途、融資条件などについては、県のホームページ「ふくしまの環境」でご確認ください。

●申込期限 12月22日（木）

●問い合わせ先 ▽相馬地方振興局環境課（☎261237）

▽県庁環境共生課（☎024-521-7248）

漏水調査協力をお願い

相馬地方広域水道企業団では、震災による水道管の漏水を発見するため、相馬市内の漏水調査を実施します。

この調査は、水道企業団が委託した調査員が、水道メーターや止水栓などの位置で漏水音が発生しているかどうかを確認するものです。

つきましては、調査のため敷地内に立ち入る場合がありますので、ご協力をお願いします。

なお、調査員は水道企業団発行の身分証明書を携帯しています。

●委託業者 フジ地中情報（株）東北支店

●調査期間 6月20日～10月31日

●調査対象区域 相馬市一円（山上、玉野地区を除く）

●問い合わせ先 相馬地方広域水道企業団施設施設管理係（☎356736）

介護保険 利用者負担額減免・免除認定証を発行します

問い合わせ先
健康福祉課介護保険係（☎373065）

今回の震災により被災された介護保険の被保険者の方は、介護サービスを利用した場合に介護事業所に被災した旨を申し出ると、サービス利用料（一部の自己負担分）が6月30日まで免除されます。7月1日からは、市が発行する介護保険利用者負担額減免・免除認定証を介護事業所に提示することによって、平成24年2月29日まで免除が継続されます。認定証を提示しないと、自己負担がかかります。

次のとおり介護保険利用者負担額減免・免除認定証を発行しますので、該当される方は、必要書類と印かんを持って市役所健康福祉課に申請してください。

免除の理由	必要書類
①住宅が全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした方	り災証明書
②主たる生計維持者が死亡または重大な心身障害を受け、または長期間入院したことにより、収入が著しく減少した方	・死亡＝死亡診断書（死体検案書） ・重大な心身障害、長期間入院＝診断書など（一ヶ月以上の治療を有する場合）
③主たる生計維持者の行方が不明である方	警察などに行方不明者に係る届出をしていることが確認できるもの
④主たる生計維持者が業務を廃止し、または休止した方	税務署に提出した廃業届など（詳しくは税務署にお尋ねください）
⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方	雇用保険受給資格者証など（雇用保険受給中は対象となりません）
⑥福島原発事故による避難指示地域の住民であった方	住民票の写し（避難指示地域に住所があったことが確認できるもの）
⑦福島原発事故による計画的避難区域または緊急時避難準備区域の住民であった方	住民票の写し（計画的避難区域または緊急時避難準備区域に住所があったことが確認できるもの）

※必要書類がそろえられない方は、その旨を申し出てください。

- ・上表①に該当される方のうち、相馬市が発行したり災証明書（全壊、大規模半壊、半壊に限る）の交付を受けている方は、申請がなくても認定証を発行します。まだ、り災証明書の申請をされていない方は、お早めに申請してください。
- ・他の市町村から転入された方でも上表に該当する場合は、免除の対象となります。
- ・住所と今いるところが異なる場合は、健康福祉課に申し出てください。
- ・認定証の発行は、後日になります。

- 対象者 相馬市に住所を有する介護保険被保険者で、介護認定を受けている方
- 受付場所 市役所健康福祉課（1階会計課となり）
- 受付日程 6月15日～6月30日（日曜日を除く。都合によりこの期間に受付できない方は、健康福祉課に申し出てください）
- 受付時間 8時30分～17時15分

受付は6月15日～6月30日（日曜日を除く）となります。都合により、この期間に申請できない方はご連絡ください。

支払ってしまった利用料を返還します

利用料の免除対象となる方で、震災から6月30日まで、介護事業所に利用料を支払った場合は、その額を返還しますので、健康福祉課に申請してください。

●持参するもの ▼領収書▼印かん▼本人の通帳（領収書をなくされた方は、介護事業所から支払証明書を再発行してもらってください）

施設サービスを利用した方に食費・居住費の自己負担分が補助されます

利用料の免除対象となる方で、震災から8月31日までの間に介護施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設など。ショートステイを含む）サービスを利用した方には、食費および居住費の自己負担額が補助されます。

（壊に限る）の交付を受けている方は、申請がなくても認定証を発行します。免除対象となる方が、7月1日から8月31日まで介護施設を利用した場合は、施設に対し自己負担額を支払う必要はありません。

該当される方は、認定証を発行しますので、被保険者証、介護保険負担限度額認定証（お持ちの場合）を持って、健康福祉課に申請してください。

なお、震災の日以降すでに支払った食費・居住費の自己負担分については、その額を返還しますので、該当する方は、領収書、印かん、本人の通帳を持って市役所健康福祉課に申請してください。

※相馬市が発行したり災証明書（全壊、大規模半壊、半

助産師、看護師、診療放射線技師および
臨床検査技師職員募集

相馬方部衛生組合では、公立相馬総合病院職員採用候補者試験を行います。

●職種・採用予定人員

- ▽助産師 2名程度
- ▽看護師 8名程度
- ▽診療放射線技師 1名程度
- ▽臨床検査技師 1名程度

●受験資格

- ▽助産師、看護師Ⅱ昭和52年4月2日以降に生まれた方で免許を有する方、または同免許取得見込みの方
- ▽診療放射線技師、臨床検査技師Ⅱ昭和49年4月2日以降に生まれた方で免許を有する方、または同免許取得見込みの方

●試験方法

作文試験、面接試験

●試験日

7月19日(火) 10時～

●試験会場

市役所5階 第3委員会室

●受験手続

受験申込用紙は、相馬市および新地町のホームページに

掲載しています。

用紙を出力し、受験申込用紙に必要事項を記入の上、必要書類(履歴書(写真添付)、職種の免許証の写し(免許を有する方のみ)、最終学歴の卒業(見込み)証明書、成績証明書、健康診断書)を添えて郵送により提出してください。

なお、郵送の際は、80円切手を貼付した宛先明記の返信用封筒を必ず同封してください。

※郵便により受験申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「採用試験申込用紙請求」と朱書きし、90円切手を貼付した宛先明記の返信用封筒を必ず同封してください。

●受付期限 7月12日(火)
※郵送による申込は7月12日(火)必着のこと

●申込・問い合わせ先 〒976-8601 相馬市中村字大手先13番地 相馬方部衛生組合事務局総務課(☎354124、354132)

健康スマート教室を開催します

肥満はメタボリックシンドロームへの入口であり、不規則な食生活や運動不足などの生活習慣の積み重ねで起こります。肥満予防のためには生活習慣を改善し、内臓脂肪を減らすことが大切です。

この機会に生活習慣を振り返り、「健康でスマートなあなた」を目指しませんか。下記の9回コースで教室を開催しますので、ぜひご参加ください。



【コース内容】

回	実施日	内容	講師
1	7月4日(月)	栄養講話『メタボ解消のために』 腹囲・体重測定	市栄養士
2	7月11日(月)	運動講話『ぼっこりお腹解消のためには』 実際に運動しよう	健康運動指導士
3	8月1日(月)	実際に運動しよう	健康運動指導士
4	8月29日(月)	栄養講話『バランスよく食べてメタボ解消』	市栄養士
5	9月12日(月)	実際に運動しよう	健康運動指導士
6	10月24日(月)	実際に運動しよう 腹囲・体重測定	健康運動指導士
7	10月31日(月)	栄養講話『再確認!食事バランスと量』	市栄養士
8	11月14日(月)	実際に運動しよう	健康運動指導士
9	12月12日(月)	実際に運動しよう 腹囲・体重測定	健康運動指導士

●開催時間 13時30分～15時30分

●場所 保健センター

●持参するもの ▽筆記用具▽運動の時(2, 3, 5, 6, 8, 9回目)は、タオル1枚、シューズ(上履き)
※運動しやすい服装でご参加ください。

●受講料 無料

●対象

- ①この機会に腹囲を減らしてみたいと考えている方
 - ②昨年の特定健診および人間ドックの結果、腹囲が男性85cm以上、女性90cm以上で、生活習慣病の治療を受けていない方
 - ③昨年の特定健診および人間ドックの結果、BMIが25以上で、生活習慣病の治療を受けていない方
- ※特に②または③に該当する方は積極的にご参加ください。

●募集定員 30名(申し込み多数の場合は先着順)

●申込期限 6月30日(木)まで

●申込・問い合わせ先

保健センター (☎35-4477)

国税に関する主要な税制上の措置

【税制上の措置】

平成23年4月27日に震災特例法が施行され、このたびの震災により住宅や家財などに被害を受けられた方につきましては、下記のとおり特例措置が設けられています。

国税に関する主要な税制上の措置	概要
申告・納付などの期限延長	平成23年3月11日以降に到来するすべての国税の申告・納付などの期限が延長されています。(平成23年5月現在の状況です)
所得税の軽減または免除	所得税法に定める雑損控除、または災害減免法に定める税金の軽減免除のどちらか有利な方法で所得税の軽減・免除が受けられます。
源泉所得税の徴収猶予・還付	所得税の軽減または免除が受けられる方は、給与・公的年金・報酬料金に係る源泉所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。
住宅借入金等特別控除の特例	住宅借入金等特別控除の適用を受けていた住宅に居住できなくなった場合でも、控除期間は、引き続き適用を受けることができます。
納税の猶予	財産に相当な損失を受けた方や国税を一時に納付することが困難な方は、納税の猶予を受けることができます。
自動車重量税の還付・免除	自動車が廃車となった場合の自動車重量税の特例還付や買換車両に係る自動車重量税の免除が受けられます。
印紙税の非課税	被災された方が作成する「消費貸借契約書」(金銭借用書)、「不動産譲渡契約書」、「建設工事請負契約書」の印紙税が非課税となります。

【震災に伴う所得税の減免に関する個別相談】

相馬税務署では、被災された方を対象とした所得税の減免についての個別相談を実施します。

ご相談を希望される方は、事前予約が必要です。下記のとおり事前予約をお願いします。

後日、相談に関する日時をご案内します。

●事前予約先 相馬税務署 (☎ 36 - 3111)

※自動音声案内に従って「2」を選択してください。

【震災特例法、その他国税に関するお問い合わせ】

●電話でのご相談

相馬税務署 (☎ 36 - 3111)

※自動音声案内に従って「0」を選択してください。

※6月末まで、土・日曜日でも電話相談を受け付けています。

【税務署窓口でのご相談】

事前にお電話(自動音声案内「2」を選択)のうえ、相談日時のご予約をお願いします。

なお、ご予約の際に、お名前、ご住所、ご相談内容をお伺いします。

●問い合わせ先 相馬税務署 (☎ 36 - 3111)

日常圏域ニーズ調査&生活機能評価アンケート調査

市では、平成24年度から平成26年度までの介護保険第5期事業計画を策定するため、日常圏域ニーズ調査を実施します。市民の皆様の介護ニーズを把握するための調査となつていきますので、ご協力をお願いいたします。

この調査項目のなかには日常生活を送るうえで必要な運動機能や心身の状態を、自身で確認していただくための生活機能評価アンケート調査の内容も含まれています。調査の結果、機能の低下が確認された場合には、予防のための各種事業に参加することができま

●対象者 65歳以上の方(すでに要介護3・4・5の認定を受けている方を除く)

●返送期限 6月30日(木)

●返送方法 同封の返信用封筒を利用してください

●問い合わせ先 健康福祉課 介護保険係 (☎ 37 3 0 6 5)

市民七夕まつり参加者募集
田町商店街振興組合では、恒例の市民七夕まつりへの参

加者を募集します。

●開催日程 8月5日(金)

8月7日(日) 11時~21時

●開催場所 クロスロード田町

●募集内容 ▽フリーマーケットⅡ一日だけ、夜だけでも可。出店費500円。▽市民発表会Ⅱダンス・歌・バンドなど。パフォーマンスは自由です。

●申込期限 7月20日(水)

●申込・問い合わせ先 田町・エンドレス (☎ 35 3 8 1)

8)

希望の明日へ…踏み出そう

岡野弘幹コンサート

被災された皆様が一日でも早く復興し明日へ踏み出すことを願って、次のとおりコンサートを開催します。

●日時 6月19日(日) 10時30分~11時20分(10時10分開場)

●会場 摂取院(尾浜字南ノ入234)

●入場料 500円(当日購入可)

※入場料は、全額相馬市震災孤児等支援金へ寄付します。

●主催 着方くらぶ和着相愛

●問い合わせ先 佐藤 (☎ 90-4551-5455)

東日本大震災 無料法律相談会

震災により、法律問題でお悩みの方を対象に無料法律相談を行います。どんな相談でも構いません。どうぞお気軽にご相談ください。

- 日時 平日・14時～19時
 - 場所 市役所分庁舎 第1会議室(2階)
 - 主催 福島県弁護士会
 - 後援 相馬市四団体協議会(司法書士会・行政書士会・土地家屋調査士会・税理士会)
- ※電話による相談もお受けします。(☎372206)

7月定例教育委員会開催

傍聴を希望する方は、事前にお問い合わせください。

- 日時 7月5日(火) 13時30分
- 場所 市役所5階第4委員会室
- 問い合わせ先 教育部総務課 (☎37-2183)

《7月の健診・相談会など》

会場 保健センター (☎35-4477)

実施日	受付時間	事業名	対象児
7月1日(金)	12:30～13:00	9～10か月児健診	平成22年 9月生まれ
7月8日(金)	12:15～12:45	3～4か月児健診・BCG接種	平成23年 3月生まれ
7月12日(火)	9:15～9:40	1歳児むし歯予防教室	平成22年 5月生まれ
7月14日(木)	13:00～13:30	1歳6か月児健診	平成21年12月生まれ
7月15日(金)	13:30～16:30	言語相談会※	就学前の幼児(予約制)
7月19日(火)	9:15～9:45	育児相談会	希望者(乳幼児)
7月21日(木)	13:00～13:30	3歳児健診	平成20年 3月生まれ

※お子さんに、ことばが遅い、発音が気になるなどの心配がある場合は、専門の相談員が相談に応じます。定員が1回あたり3～4人のため予約制となります。相談をご希望の方は、事前に保健センターにご連絡ください。

●申込・問い合わせ先 保健センター (☎35-4477)

◎5月の3歳児健診で、むし歯のなかったお子さんは、16名でした。

はしば 羽柴さとみさん	ひろせほのか 廣瀬歩野花さん	きたこう ともや 北郷 智也さん	あらかわ しょうた 荒川 翔太さん
このの 今野 あまね 周さん	かんの まひろ 管野 真滉さん	ささき せな 佐々木 惺七さん	あいざわ けいじ 愛澤 慧治さん
いずみ かずま 泉 一真さん	ふくだ まゆこ 福田 茉佑子さん	きくち ゆう 菊地 悠生さん	わたなべ ゆら 渡部 優来さん
おおき りの音さん	ししど しゅうか 穴戸 柊花さん	なりた さわさん	まつむら みつき 松村 海月さん

みんな素晴らしいね、むし歯ゼロ、歯磨き頑張ろう！

「思いやり 人も車も 自転車も」

相馬市内の交通事故発生状況

	発生件数	死者数	傷者数
平成23年5月	20	0	21
累計(1月～)	65	0	74
前年同月比	-20	0	-45

総合福祉センター休館のお知らせ

6月18日(土)から6月20日(月)まで、総合福祉センター「はまなす館」は、清掃のため全館(はまなすの湯、相馬市デイサービスセンターを含む)お休みします。

●問い合わせ先

総合福祉センター (☎36-1905)

休日当番医

6月19日(日)	やまぐち小児科医院	中村一丁目	37-8815
6月26日(日)	桜ヶ丘さいとう整形外科	中村字桜ヶ丘	35-1333
7月3日(日)	わたなべ内科・胃腸科	大曲字大毛内	26-5061
7月10日(日)	ふなばし内科クリニック	中村字塚田	35-1500

※診療時間は9:00～16:00

※救急医療病院は公立相馬総合病院 (☎36-5101)

相馬中央病院 (☎36-6611)

休日歯科当番医

6月19日(日)	わたなべ歯科クリニック	中村字新町	36-2345
6月26日(日)	木幡歯科医院	南相馬市鹿島区	46-2244
7月3日(日)	渡辺歯科医院	新地町小川	62-3155
7月10日(日)	相良歯科医院	南相馬市鹿島区	67-2525

※診療時間は9:00～16:00

東日本大震災での死亡者数など(6月6日現在)

相馬市民の死亡者数	431人
相馬市民の行方不明者数	28人
避難所の避難者数(8カ所)	589人